

水道メーター定期交換

—水道メーターは8年に一度交換が必要—

各家庭・事業所などに取り付けられた水道メーターは、計量法に基づき8年に一度無料で交換しています。該当する人には、事前に通知し、市の委託する水道業者が交換に伺います。交換作業中は、断水することがありますが、ご理解とご協力をお願いします。

交換の内容

時 10月15日(金)～11月2日(火)

他 ●交換手数料を請求することはありません。

- メーターが屋外にある場合は、不在でも敷地内に立ち入り交換します。
- 立ち合いの必要はありません。
- メーターの有効期限が近いものから交換します。
- メーターボックスの上に荷物を置いたり、車を止めたりしないでください。
- 11月検針分の使用水量は、交換前のメーターと新しいメーターの合算になります。新しいメーターは、出庫時に各種テストを実施しているため、

数値が若干ゼロを上回っていますが、その分の料金は発生しません。



☎ 上下水道工務課 995-1833

森林の誤伐採や盗伐に注意

—あなたの森林は大丈夫？—

全国で、「伐採届を偽造された」、「業者が伐採を行った後に植栽がされないまま音信不通になった」など、悪質な業者による森林の誤伐や盗伐の被害が増えています。被害を防ぐためには、日ごろからの森林管理が重要です。

境界の確認をしましょう

森林の伐採や、立木を販売、譲渡するときは、必ず隣接する所有者と現地で境界を確認してください。図面だけで判断すると、後にトラブルにつながる可能性があります。

森林の伐採には、届出か許可申請が必要です

地域森林計画の対象となっている森林や保安林の立木を伐採するときは、あらかじめ市か県の書類手続きが必要です。手続きの内容は、伐採したい森林の場所や、伐採方法などの条件によって変わります。手続きに迷ったときは、市農林振興課へご相談ください。

森林所有者には伐採後植栽する義務があります

木を伐採した後は、災害防止のためにも再び森林に戻るよう植栽する義務があります。業者などから伐採を持ちかけられたときは、植栽の内容や経費について十分に確認しましょう。森林整備のためにする間伐では、伐採後の植栽は不要です。

伐採の相談は森林組合へ

悪質な業者による被害を防ぐために、伐採は信頼できる業者へ依頼しましょう。森林組合では、伐採や植栽、枝打ちなどの相談を受け付けています。

☎ 森林組合 993-5757



☎ 農林振興課 995-1823